

第2期

ほうじょう さと 豊穣の郷づくり基本計画

「たかはた食と農のまちづくり」をめざして

令和2年度～令和11年度
＜令和7年3月改正版＞



山形県 高畠町

高畠町における農業は、四季の変化に富んだ自然環境や盆地特有の気象条件、肥沃な農用地に恵まれ、稲作、果樹、畜産を柱とした複合経営を中心として発展してきました。また、全国に先駆けて有機農法や減農薬栽培を取り入れ、食の安全や自然環境に配慮した循環型農業を推進してきました。私たちには、食と農の重要性和農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を理解した上でそれぞれの役割をもって、これらの機能を守り、先人の築いた文化遺産や伝統とともに後世に伝えていく義務と責任があります。

このため、本町の農業及び農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、魅力ある農林業が息づく農商工が連携した「たかはた食と農のまちづくり」を推進していきます。

はじめに

本町では、平成20年度に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、平成22年度を初年度とし、令和元年度を目標年度とした「豊穣の郷づくり基本計画」を策定し、町民総参加による「食と農のまちづくり」を達成するための事業の推進に力を入れてまいりました。

第2期前半の5年間（令和2年度から令和6年度）を振り返れば、新型コロナウイルスの世界的流行、戦争や紛争の勃発、大規模な気象災害など、わずか数年のなかで大きな出来事が起こりました。

さらには、社会経済情勢も為替相場の変動や物価の高騰、人口減少の加速、人手不足など、不安要素が増しております。

令和6年に発生したいわゆる令和の米騒動も前述の要素が関係して起きた現象の一つであり、我々町民の暮らしの礎である“食”とそれを支える“農”は、危機に直面していることを自覚しなければなりません。

また、国際的にも、将来に向けて安定的に食料を生産し続けるために、農業生産における環境負荷低減を目指しており、わが国でもみどりの食料システム戦略を掲げております。これらの動きは、食と農のまちづくりを進めてきた、わが町が目指してきた方針と一致するものであります。

この度の第2期豊穣の郷づくり基本計画の見直しを踏まえ、直面する食と農の課題に対し、7つの基本目標と各種施策を設定いたしました。

本計画の実践をとおして、豊かな高畠町を次世代につないでいくために皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、第2期基本計画の見直し作業にあたりご協力をいただきました、たかはた食と農のまちづくり委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様に心より御礼を申し上げます。

令和7年3月

高畠町長 高梨 忠博



目 次

序 章 基本計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の位置づけと計画期間	2
第3節	各主体の基本的な役割	4

第1章 高島町農業の特性と主要課題

第1節	高島町の農業	6
第2節	高島町農業の課題	8
第3節	日本の農業を取り巻く情勢	10
第4節	高島町農業の主要課題	14

第2章 農業の目指すべき方向

第1節	重視すべき視点	17
第2節	将来像と基本目標	19

第3章 基本目標を実現するための行動指針

1.	自然環境に配慮した農業の推進	22
2.	安心・安全な農産物の生産	23
3.	食育・地産地消の推進	24
4.	産地ブランド力の向上	25
5.	都市と農村との交流	25
6.	担い手の育成及び農業従事者の確保	26
7.	地域農業の維持	27

第4章 計画の推進に向けて

第1節	推進組織	28
-----	------	----

第5章 資料編

主な用語の解説	29
たかはた食と農のまちづくり条例	31
たかはた食と農のまちづくり委員会	37



序章 基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、本町の四季の変化に富んだ自然環境や肥沃な農用地を守り、農業・農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぎ、農業の計画的な維持・発展と、豊かで住みよい「豊穰の郷」づくりを目的としています。

また、地域資源の活用と町民の健康を守り、食育・地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進による「魅力ある農林業が息づき、農商工が連携した食と農のまちづくり」を目指すための施策の策定を目的としています。

なお、本計画と高畠町食育・地産地消推進計画について、共通する部分が多いことから、一体的に推進するため、本計画の見直しに合わせて統合し、引き続き食育・地産地消に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目指します。

第2節 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成20年度に制定された食と農のまちづくり条例の推進のため、平成21年3月に第1期計画が策定され、現在、2期目となります。第2期計画では、「有機農業の推進に関する法律」及び「みどりの食料システム戦略」、そして「食料・農業・農村基本計画」等の農業政策を踏まえつつ、本町で昭和40年代から取り組んでいる有機農業を通じた生産者と消費者の相互交流を基にした環境保全型農業や、安心・安全な農産物の生産といった独自の農業施策を計画するものです。

また、第2期計画の中間見直しを機に、本計画と高畠町食育・地産地消推進計画を統合します。これにあたり、本計画は、当町における食育及び地産地消のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本方針となるものであり、「食育基本法」（平成17年6月17日法律第63号）第18条第1項に基づく市町村食育推進計画、並びに「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法：平成22年12月3日法律第67号）第41条第1項に基づく市町村地産地消促進計画を兼ねるものとして位置づけ、食育・地産地消を具体的に推進するための計画として位置づけます。



さらに本計画は「第6次高畠町総合計画」、「高畠町環境基本計画」、「高畠町健康増進計画」など、その他の高畠町の関連計画、指針などと相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとします。

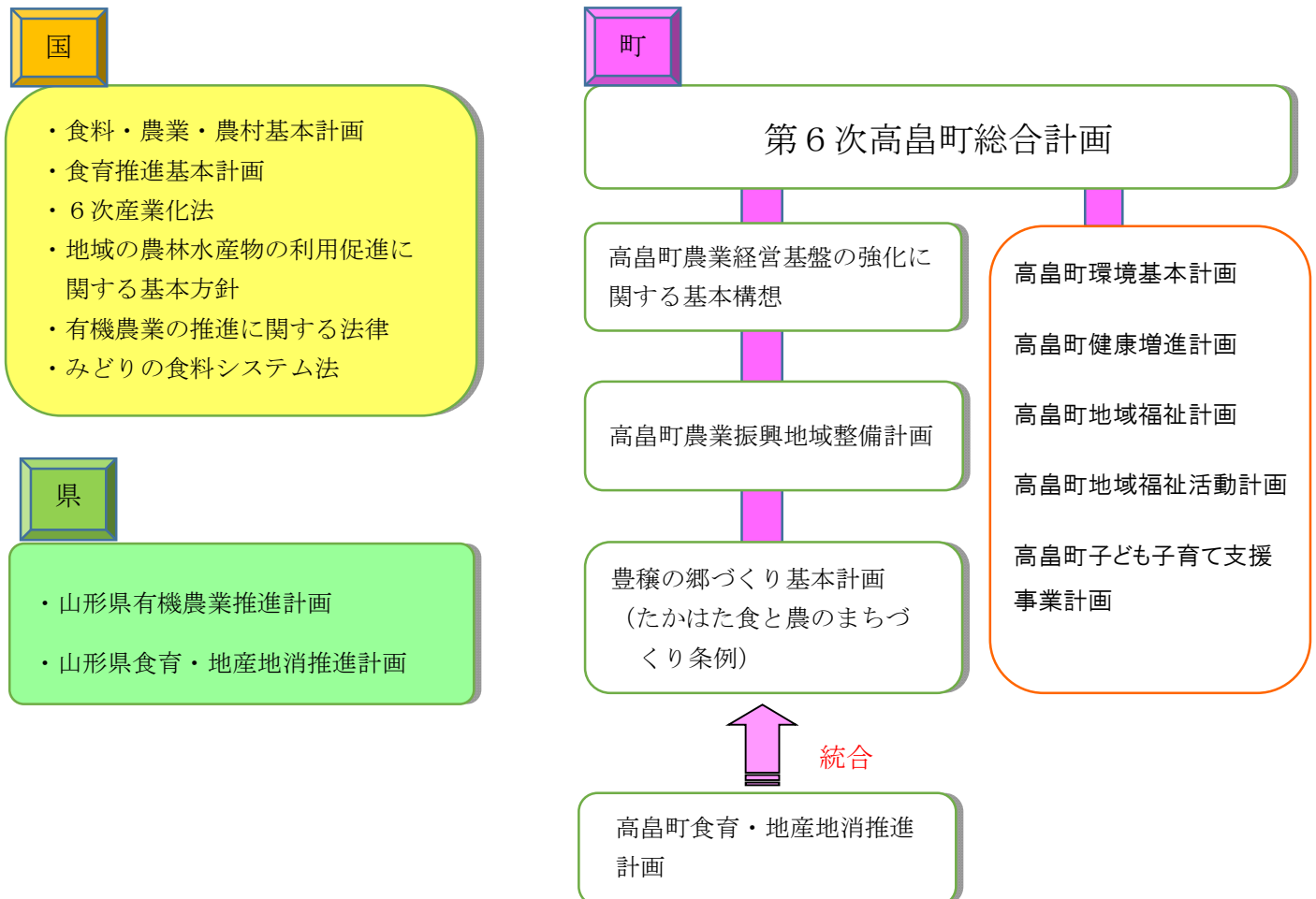
(2) 計画の期間

本計画は、目標年度を令和11年度とし、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画の期間とします。

ただし、農業環境の変化に対応するため、5年ごとに計画の見直しを行います。



●計画の位置づけ





第3節 各主体の基本的な役割

本計画を推進し具体的な取り組みを実施していくためには、高畠町はもとより、国や県の行政、ＪＡ山形おきたまをはじめとする農業関係団体や生産者だけでなく、消費者である多くの町民や事業者が計画の主旨や内容を理解し、協力・共同・連携して行く必要があります。

そのため、「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、農業・農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぎ、地域資源の活用と町民の健康を守り、魅力ある農林業が息づくまちづくりを目指すものとし、本計画の前提として各主体の基本的な役割（基本姿勢）を次のように設定します。

（１）生産者・農地所有者の役割

生産者は、安全かつ安心な農産物を安定的に生産・供給していく主体です。また、地域の自然環境や農地保全はもとより、地球温暖化の抑制にも大きな役割を果たしていることを認識し、町民や行政等と連携しながら農業及び農村の振興に努めるとともに、自ら所有している農地やその周辺環境を保全し、自然循環機能を維持増進させる役割を担います。

（２）農業関係団体の役割

農業に関する活動や農産物の生産を行う農業関係団体は、農業団体の構成員のみならず、広く町民とも連携して本計画の実現に主体的に取り組む役割を担います。また、町が実施する施策・事業に積極的に参加し、協力する役割を担います。

（３）事業者の役割

食品の加工、流通又は販売に関わる事業者をはじめ、宿泊施設・飲食に関わる事業者は、地元で生産された農産物を積極的に使用するよう努め、地元農産物の提供及び宣伝に貢献する役割を担います。また、食品ロスをできるだけ削減し、食物残さ等を適正に処理するなど、資源循環型の地域社会づくりに取り組む役割を担います。

（４）消費者（町民）の役割

消費者は、食に関する適切な知識を身に付け、農業及び農村の果たす役割に対して理解を深めるとともに、地球環境や自然環境と調和した地域の食文化及び地域資源を維持できるよう、エシカルな消費※１に努めます。

※１ エシカルとは、英語で「倫理的な、道徳的な」という意味。価格のみによらず、地球環境に配慮したものを選ぶことにより、社会貢献につなげる消費行動を指す。ここでは、海外産より国内産、国内産より県内産、県内産より町内産の農産物をより積極的に選択・消費するといった意味合いで使用しています。

（５）町の役割

町は、たかはた食と農のまちづくり条例の理念にのっとり、町民や事業者、生産者や農業団体、国や県、その他の機関と連携し、施策や事業の推進に必要な支援制度等の整備を的確に行う役割を担います。



また、健康の増進を目的とした健全な食生活の推進や、地球温暖化対策・環境保全を前提とした循環型農業を推進するとともに、町民との協働によって自立した地域社会づくりを進める役割を担います。



第1章 高畠町農業の特性と主要課題

第1節 高畠町の農業

(1) 位置・交通

本町は、山形県南東部の置賜盆地に立地し、奥羽の山並み深くに源流をもつ屋代川、和田川の扇状地に拓けた緑豊かな町です。東西 15.6 km、南北 20.7 km と南北にやや長く、面積は 180.26K m²、人口は約 2 万 1 千人です。



本町は、置賜地方の中心都市米沢市までは 15 km、県都山形市までは 40 km、また、福島市や仙台市、関東圏への交通網の整備が進み、山形新幹線や令和元年に開通した東北中央自動車道により、経済や人的交流が大幅に増加しています。

(2) 気 候

本町の気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏期、冬期の寒暖差が大きく、特に冬期は大陸からの季節風の影響により多量の降雪があります。近年は、地球温暖化の影響もあってか、局地的な集中豪雨の発生や暖冬で降雪量が減少し、農業用水の不足や災害による農作物への被害が多くなっています。

最高気温	38.1℃	初霜（平均）	10月12日
最低気温	-19.2℃	終霜（平均）	5月10日
平均気温	10.9℃	無霜日数	193日
年間降水量	1,309mm	降雪日数	62日
年間日照時	1,542hr		



（３）農業の特色

本町はかつて屋代郷と呼ばれた穀倉地帯で、奥羽山系を源流とする水利と盆地型気候に恵まれ、約4,000haの農用地が広がっています。また、奥羽山麓沿いには220ha余りのぶどうが栽培されており、デラウェア生産では全国一を誇るとともに、近年ではシャインマスカット等の大粒ぶどうやおよそ100年前に国内に導入された当初から栽培され続けている西洋なしのラ・フランスは特産品として消費者の高い評価を受けています。

畜産も盛んで、特に酪農については山形県酪農の発祥の地ともいわれる伝統と歴史の上であって、東北や全国共進会でも優秀な成績を残しており、高い生産技術を誇っています。

（４）有機農業

農業の規模拡大と機械化による近代農業は、より多くの所得を求めて農家の出稼ぎや兼業化を進める結果を生みました。これに疑問をもった青年達が自給自足と近代農業に対する「もう一つの農業」の可能性、有機農業を志し、昭和48年に有機農業研究会を立ち上げたのが、当町の有機農業の始まりです。当初は、機械化と化学肥料、農薬使用が一般化している中での取り組みで、批判や偏見の目で見られる場合が多く、10年間は試行錯誤の連続でした。その後、独自に消費者団体との連携と交流を軸とした運動に取り組み、平成2年に農業体験塾が和田地区と屋代地区に相次いで組織されると、全国から農業体験や就農を希望する人々が訪れるようになり、町を挙げた地域運動に発展してきました。平成9年には、有機農業者グループで作る「高畠町有機農業推進協議会」が組織されたのを契機として、安心・安全な農産物の生産と、環境に配慮した農業を推進してきました。令和5年には、オーガニックビレッジ宣言をし、半世紀の歴史を未来へ継承するため、有機農業の産地づくり事業に取り組んでいます。



（５）農業教育

農業は食料を生産するだけでなく、自然災害の発生を未然に防止し、地球温暖化を抑制し、人々に心の安らぎを与える等、農業が持つ多面的機能を有しています。

本町では都市住民との人的、文化的交流として、グリーンツーリズムや都市圏の中学、高校生の修学旅行での農業体験、大学ゼミの受入を積極的に進めています。

和田地区にある「農産物加工施設やログハウス風宿泊施設（ゆうきの里さんさん）」を中核施設として活用しています。また、地域農業の維持発展を進めるため、地元でとれた農産物を地域住民自身が消費する「地産地消」として、町内小中学校給食への農産物提供や学校農園を設置して、小中学生に「食育」教育を行っています。

平成20年9月に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」は、農業が持っている多面的機能や食料自給率、環境問題について、生産者だけでなく町民全員で取り組み、豊かな農用地や景観、伝統を次世代に伝えていくための意志表示でもあります。



【ゆうきの里さんさん】



第2節 高島町農業の課題

農業は当町の基幹産業であり、生業であることはもとより、地域社会や経済、農村の持つ機能に大きく貢献しており、礎となる欠かすことのできない産業です。本町農業を取り巻く問題点をあげると次のようになります。

I 農業従事者の減少

- 農家数、農業就農者数が毎年減少し、高齢化が急速に進んでいます。また、近年の新規就農者は、新規参入者や親元就農者等を含め町全体で毎年5名から10名程度の就農がありますが、減少する農業者数が上回っている状況にあります。
- 高齢化、後継者不足の背景には、他産業への流出の他に輸入農産物による価格の低下、米の消費減少による生産調整対策の強化、生産資材の高騰による農業所得の減少など、農業経営が困難なことがあります。米価についても、令和6年産は米不足により価格が高騰していますが、長年にわたり低迷したことも、大きな要因の一つです。
- 中山間地域を中心に、有害鳥獣被害が深刻である一方、猟友会員の減少と高齢化が進んでおり、有害鳥獣対策の担い手不足が懸念されます。

II 耕作放棄地の増加

- 町農業委員会が令和5年度に調査した町内の耕作放棄地（遊休農用地を含む）は約132haにもなっています。
- 耕作放棄地は、中山間地域のぶどう園跡地や生産調整での転作地、さらに農用地の未整備地が多く、今後、農業者の高齢化や後継者不足に伴い、年々増加することが危惧されています。
- 耕作放棄地は、雑草が生い茂り病虫害の発生や有害鳥獣が身を隠す場所にもなり易く、周辺の優良農用地や住環境に悪影響を及ぼしています。
- 冬期間に降雪があり周年栽培が困難な当町では、中山間農用地の有効活用が極めて困難です。
- 土地基盤整備が遅れている農地が多く、作業効率の悪さが問題となっています。
(令和4年度現在 ほ場整備率 水田 47.4% 畑 33.0%)



Ⅲ 農地の集積・集約化

- 営農規模拡大と効率的農業を展開するため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）に基づいた認定農業者への農地集積が一定程度進みましたが、既に担い手の経営規模が限界に達しつつあります。地域計画の策定により、集約化も進めることにより、農地の効率的利用を高めていく必要があります。
- 農地の基盤整備事業による整備がなされていない農地も多く、担い手による集積や集約が進みにくい実態があります。
- 兼業比率が高く複合経営が多い当町では、集落営農や農業生産法人設立を進めていますが、集団的な営農体制を構築するのが難しく、集落営農が進んでいないのが実情です。



第3節 日本の農業を取り巻く情勢

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面しています。

I 持続可能な食料生産

- 将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要があります。このような中、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化や ESG 投資市場の拡大に加え、諸外国でも環境や健康に関する戦略を策定するなどの動きが見られます。
- 今後、SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。
- 農業分野においても環境への負荷を軽減した農業生産への取り組みを、より一層進めていく必要があります。





Ⅱ 生産資材の高騰と適正な価格形成

- 肥料原料の輸入価格は、令和3年以降上昇傾向にある中で、ロシアによるウクライナ侵略や為替相場の影響等の要因も重なり、一時は過去最高に達するなど価格が大きく変動しています(下表)。

今後も資材価格の高止まりが予想され、化学肥料使用量の低減に向けた取組を推進するとともに、肥料原料の備蓄や国内資源の肥料利用の拡大等の肥料の安定供給に向けた対策を講ずるなど、国際情勢の変化に伴う影響への対応を図っていくことが求められています。

- 生産経費の上昇分を農産物の価格へ反映できておらず、再生産が可能な適正価格での取引が求められます。

肥料原料価格の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：月当たりの輸入量が5千t以下の月は前月の価格を表記

Ⅲ 食の安全性や健全な食生活に対する関心の高まり

- 近年、新型コロナウイルスの影響により、消費者の健康志向や食の安全・安心への関心が高まっています。
- 外食や中食の利用割合の増加等により、家庭における調理時間や食事時間の減少とともに、食の大切さを知る機会が失われつつあります。平成17年7月に制定された「食育基本法」を基に、国民が豊かな人間性を育むための「食育」の重要性が見直されてきています。
- みどりの食料システム戦略により、有機栽培や特別栽培を意欲的に取り組む生産者や産地が増加しています。



IV 農業・農村の持つ多面的機能の維持

- 日本経済の発展過程において、多くの農業者は他産業に就労を求め、農村部における過疎化や農業後継者不足・高齢化が進行した結果、農村の活力が弱まりつつあります。
- 農業は食料を供給する機能のほか、国土保全、水源涵養、自然環境の保全、景観形成、農村文化の伝承、田んぼダムによる水害抑制など、多くの機能を有しています。しかし、農業者数の減少等により耕作放棄地や荒廃地が増加しており、農地を守れなくなることが懸念されています。
- 豊かな自然環境や田園風景に触れたり、心の豊かさを求めて農業を志す都市生活者も存在します。農業生産活動や地域活動の新たな担い手として活躍できる仕組みを構築していくことも求められています。





V 食料自給率の向上に向けた取り組みの必要性

- 日本の食料自給率は、主要先進国の中で最低水準にあり、昭和40年度に73%あった自給率（供給熱量ベース）は、令和5年度には38%にまで減少しています。この背景には、高度経済成長をはじめとする社会経済情勢の変化による食生活の変化があります。また、食の外部化が進展する中で、外食や食品加工業等の業務用需要の高まりに、国内生産が十分に対応しきれていないことも自給率が低下した要因としてあります。
- 令和2年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、令和12年度の食料自給率目標（供給熱量ベース：45%、生産額ベース：75%）が設定され、①農林水産物・食品の輸出促進 ②消費者と食・農とのつながりの深化 ③総合的な食料安全保障の確立 ④担い手の育成・確保 ⑤中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支え ⑥農地集積・集約化と農地の確保 ⑦需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築・生産基盤の強化 ⑧気候変動対応等の環境政策の推進 ⑨地域資源を活用した所得・雇用機会の確保 ⑩農村に人が住み続けるための条件整備 ⑪地域の体制・人材づくりと魅力の発信 ⑫関係府省で連携した仕組みづくりなど各種の講ずべき施策により、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承することとされました。

食料自給率の推移



資料：農林水産省作成



第4節 高畠町農業の主要課題

(1) 安全・安心な農産物の生産

食料は、私たちが生きていくために欠くことのできないものです。

国内の食料生産は、戦後の食料不足を克服するため増産政策が昭和40年代まで続き、昭和50年代は良品質志向、昭和60年代以降の高度経済成長期には高付加価値を求めるブランド志向へと変化してきました。しかし、平成13年に牛海綿状脳症（BSE）の感染牛が国内で初めて確認されたのを初め、近年では、鳥インフルエンザ、豚インフルエンザ、豚熱（CSF）といった感染症が国内で発生していることにより、食の安全・安心に対する消費者の関心がますます高まっています。また、平成18年の輸入農産物への農薬残留や食品の不正表示、平成20年の輸入米のカビ汚染や加工・飼料米の主食米流用、産地偽装問題で、国や流通業者への不信感が高まりました。

このような状況の中で、国は、平成15年度に食品の安全性の確保に関する基本理念を定めた「食品安全基本法」を制定し、ポジティブリスト制度やトレーサビリティ制度を導入して、消費者の信頼確保に努めています。



本町では、昭和36年に制定された農業基本法による農業の規模拡大と機械化による近代農業に疑問をもった青年達が、「もう一つの農業」の可能性、「有機農業」を志し、昭和48年に有機農業研究会を立ち上げ、安全・安心な農産物の生産に取り組みました。当初は機械化と化学肥料、農薬の使用が一般化している中で、他の生産者から近代化に逆行する取り組みとして批判や偏見の目で受け止められ、普及には困難を極めました。

このような状況の中で、有機農業への理念を消費者に理解してもらうため、独自に消費者団体との提携と交流を進め、当初の地域自給運動から都市消費者と手を結ぶ社会運動へと発展し、現在では農地保全や環境に配慮した生産活動へと発展しています。

このように、本町では安心・安全な農産物の生産を基本として、農業者、農業団体が連携して有機栽培や特別栽培を推進しており、令和5年度の主食用水稻作付面積の約40%を占めております。しかし、特に有機栽培は、雑草対策に負担が大きいことから、効率的な栽培技術の確立が求められます。

また、水稻が中心となっている有機・特別栽培を、水稻以外の作物で普及拡大していくことも、課題となっています。



(2) 食育・地産地消

町では、「高畠町食育・地産地消推進計画」の第一期計画を平成26年3月に、第二期計画を令和2年3月に策定し、家庭、乳幼児施設、学校、地域、生産者、商工業者、関係団体、行政等が連携を図りながら、それぞれの分野の視点から多くの事業を展開し食育・地産地消を推進してきました。

直近の第二期計画においては、5つの推進方針と13の重点目標を柱としており、それらに準じて設定した指標については、令和5年度に広く町民を対象とした食育・地産地消実態調査を実施し、計画の推進状況にかかる評価を「新型コロナウイルスの影響はあったものの概ね推進している」と結論づけています。

併せて、食育・地産地消推進計画を本計画に統合するにあたっては、実態調査から見える現状と課題を大きく3つ整理し、今後の推進に向けた行動指針等に反映させています。

食を取り巻く環境は、家族形態やライフスタイルの多様化に伴って食の外部化や簡素化が進むといった変化から生活習慣病の増加や食を大切にする意識が薄らぐなど、すこやかな暮らしが維持し難い影響が見られつつあります。

しかし、そうした中でも当町では、有機農業や学校給食への地産農産物の提供、食生活の改善運動など時代を先取りした活動が、早くから熱心に取り組まれてきました。これらの食育・地産地消推進の取組みは、現代を生きる子どもたちがやがて大人になり子育てを担うようになることや、働き盛りの世代が豊かな余暇を過ごせるように心身ともにすこやかである未来を見据え、粘り強く地道な活動を継続していかなければなりません。

特に、自分たちの町で生産された農産物を自分たちが食べることでできる喜びを認識し、食の大切さを共有する環境を整えていくことが求められており、この取組みは、乳幼児施設や学校、地域だけではなく、家庭や社会における実践を広く推進する必要があります。



小学生の農業体験



(3) 多様な担い手の確保と交流活動の促進

当町の農業従事者数は減少の一途をたどっており、農業労働力の中核は高齢者によって支えられている実態にあります。近い将来、農業を支えてきた高齢者の多くが引退することが見込まれ、農業労働力の脆弱化が進行しつつあります。

農業後継者の確保や担い手の育成については、行政や農業団体などで多種の支援を長年進めてきましたが、その成果が出ていないことの検証を行うことが必要です。第6次高畠町総合計画では、若者があこがれる「カッコいい」「もうかる」農業づくりを発展に向けた内容とします。

近年、農業が持つ多面的機能の見直しや農業（自然）回帰の中で、都市から新たな就農希望者が増加傾向にあり、当町にも多くの都市住民が定住（I J Uターン）しています。

また、有機農業や修学旅行で都市部の中学・高校生、大学生が当町を訪れ、「たかはた共生塾」や「屋代村塾」といった、生産者が運営する交流組織が窓口となって農家民宿や農業体験を行っており、当町の交流活動の中核を担っています。

都市と農村との交流は、昭和50年代から生協を始めとした消費者団体との交流から発展し、現在に至っていますが、今後は、相互交流を拡大し、農産物の販路拡大に結びつけていく必要があります。



第2章 農業の目指すべき方向

平成20年9月に制定した「たかはた食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、本計画の策定にあたり重視すべき視点を整理し、本町の農業特性と主要課題を踏まえたうえで、町民総参加による「食と農のまちづくり」を達成するための基本目標を設定します。

第1節 重視すべき視点

農業の継続的な振興を図るためには、食と農の重要性と農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を町民みんなが理解した上で、これらの機能を守り、先人の築いた文化遺産や伝統とともに、後世に伝えていくといった視点が重要です。

本計画策定に当たっての重視すべき視点を整理しました。

視点1	「相互理解」の視点	～「農」に対する町民理解の促進～
------------	------------------	-------------------------

- ☆ 生産者には、できた物を売るのではなく、消費者が求める物を生産することが求められています。
- ☆ 農業は、農産物を生産・供給するだけでなく、自然環境の保全などの多面的機能を有しています。
- ☆ 農産物の価格が再生産可能な価格でないと、農業自体が衰退します。
- ☆ 国内の食料自給率は、先進国で最低水準まで低下しており、食料自給率を早期に向上させる必要があります。
- ☆ 地場産農作物は、季節感と作物本来の食味を体で知ることができます。
- ☆ 農業を守り育てていくためには、町民一人ひとりが「農」を支えていくという共通認識が必要です。

視点2	「安心・安全」の視点	～有機・特別栽培の普及拡大～
------------	-------------------	-----------------------

- ☆ 消費者は、安心・安全な農産物（生産者や栽培履歴が確認できるもの）を求めています。
- ☆ 有機農業や特別栽培の農産物は、植物本来の生命力により病虫害に負けずに成長したものであることから、これらの農産物を食べることで免疫力向上や健康増進効果が期待されています。
- ☆ 遺伝子組み替え作物栽培には、生産者、消費者ともに消極的で、町民自らは栽培しないこととしています。
- ☆ 有機農業の面積を拡大するには、雑草対策に係る負担の軽減が必要です。



視点3

「環境創造」の視点

～地域資源を活かした循環型農業の展開～

- ☆ 農業は、農道や水路などの生活環境から、自然生態系までの幅広い環境に関わっています。
- ☆ 農業で使用する生産資材や肥料あるいは生産技術には、自然環境や自然生態系に悪影響を及ぼす場合があります。
- ☆ これからは、環境保全と資源循環による環境負荷の少ない、地域環境を守り育てる農業が求められています。
- ☆ 農林業から発生する糞尿や間伐材等を活用した、バイオマス関連事業が注目されています。

視点4

「人育て」の視点

～「農」に携わる多様な人材の育成～

- ☆ 農業を産業として発展させていくためには、経営感覚に優れた若い人材の育成が必要です。
- ☆ 担い手農家だけでなく、兼業農家や自給農家も、町内の農地保全や施設保持にとって重要です。
- ☆ 地域の生活環境を守るため、用排水路や農道の維持活動へ地域住民の参画も求められます。
- ☆ I J Uターンによる新規就農者や農業後継者が、農業全般や田舎暮らしについて相談できるサポート体制及び受入のための体制強化が必要です。
- ☆ 地域の魅力ある食を身近に感じ、すべての町民が食を通じた学びに前向きに関わり実践することが必要です。
- ☆ 食育・地産地消推進に継続して取り組むためには、食と農に携わるボランティア等を担う人材の育成が不可欠です。
- ☆ 農福連携をはじめとした、多様な人材の活用促進が必要です。

視点5

「地域づくり」の視点

～農業を媒体とした地域活動の推進～

- ☆ 農業・農山村は高齢化・人口減少など、極めて厳しい環境に置かれていますが、その一方では、農業生産法人や集落営農組織を立ち上げ、意欲的に農業に取り組んでいる農業者や地域があります。
- ☆ 経営所得安定対策など、新たな農業政策が進められる中で、行政と農業者が担う役割を明確にし、農業者による意欲的な取り組みを支援する必要があります。
- ☆ それぞれの地域に暮らす人々が、自らの将来を考え、協同して豊かな地域をつくり上げていく「町民主体の地域づくり」を推進していきます。
- ☆ 農地の集約・集積により、土地利用の効率化を進めるには、地域計画を推進する必要があります。



第2節 将来像と基本目標

高畠町の将来像

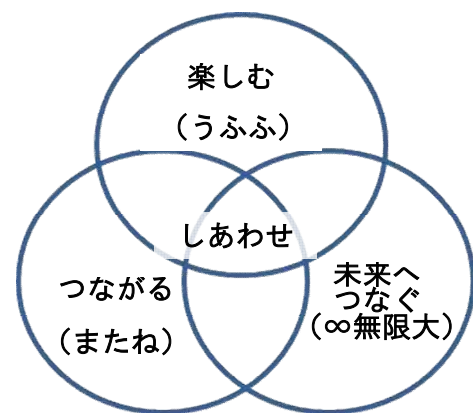
当町は、令和元年度からスタートした「第6次高畠町総合計画」における“めざす町のすがた”を『ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」』とし、これを実現するために「楽しむ」「つながる」「未来へつなぐ」の3つをまちづくりの大切な共通視点として位置づけ、関わる人たちが常に意識しながら、今も未来も一人ひとりが「しあわせ」を感じられる持続可能なまちづくりの実現に向けて取組みを進めることとしています。

◆将来像と3つの視点のイメージ

楽しむ×つながる×つなぐ



持続可能な「しあわせ」な未来



農業の将来像

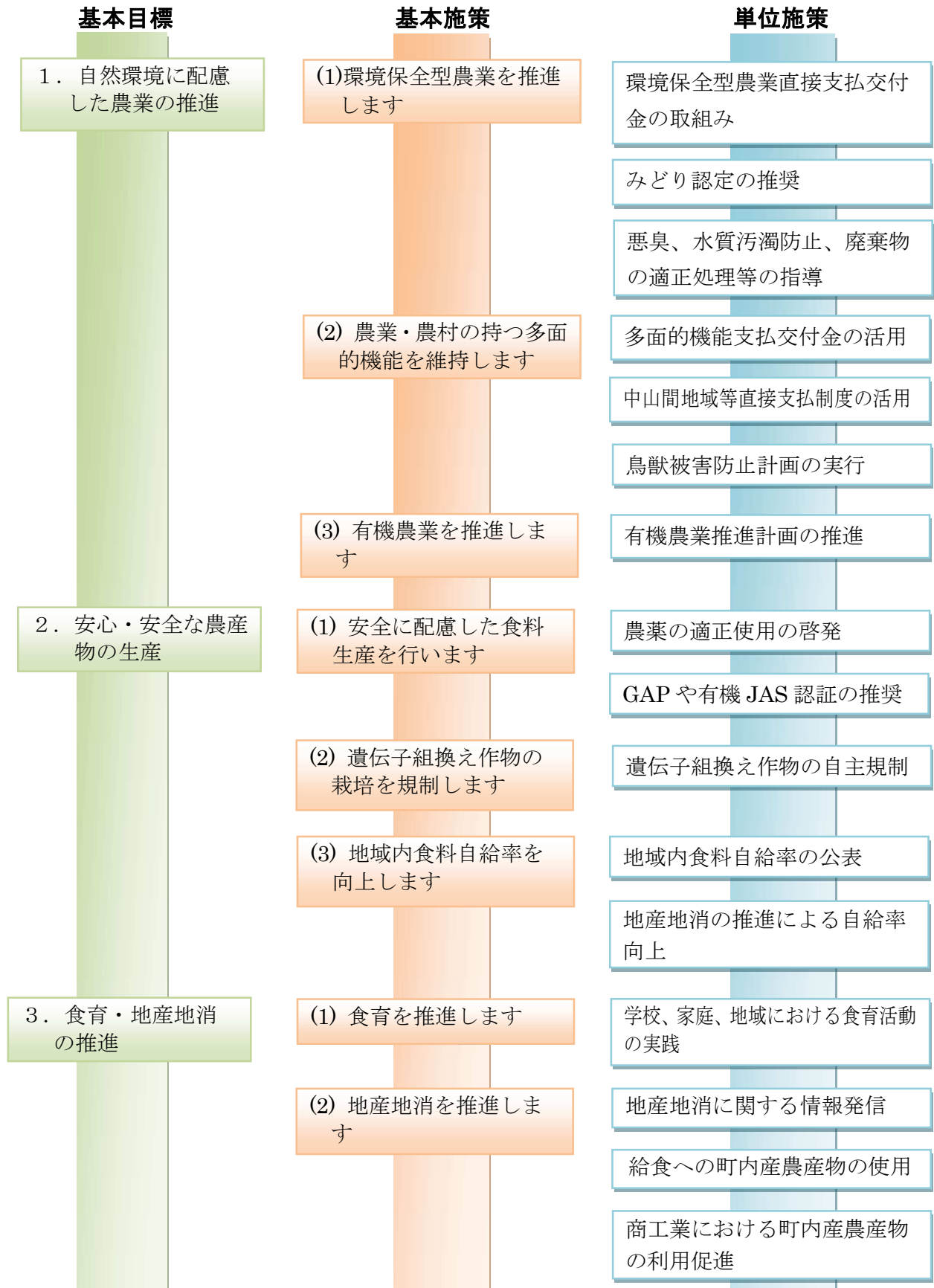
魅力ある農林業が息づく農商工が連携したまち

当町が目指す農業は、「たかはた食と農のまちづくり条例」の理念である、農業及び農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、「魅力ある農林業が息づく農商工が連携したまち」の実現を目指します。



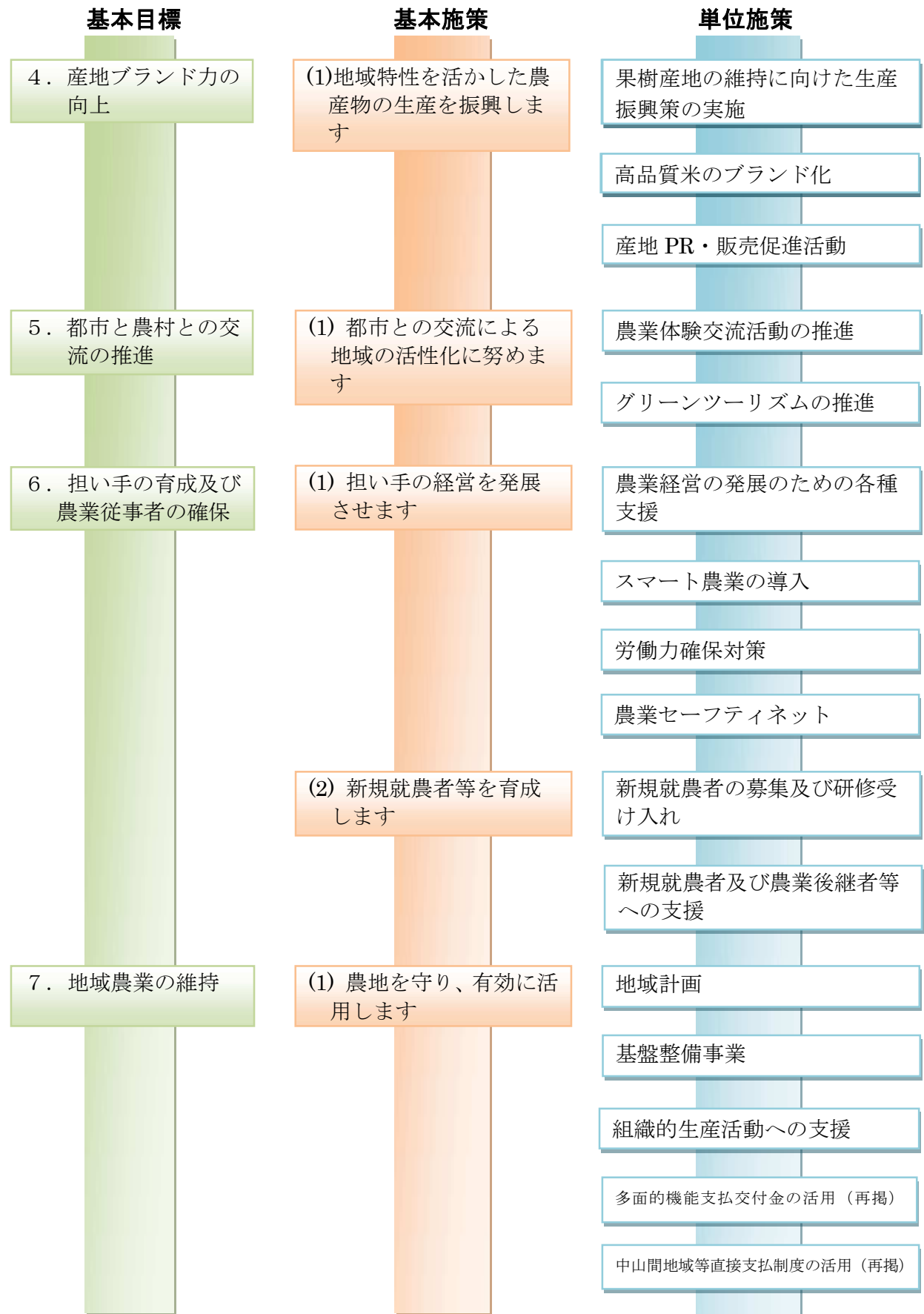
基本目標と施策体系

将来像の実現に向けて、7つの基本目標を設定し、施策を講じます。





基本目標と施策体系





第3章 基本目標を実現するための行動指針

1. 自然環境に配慮した農業の推進

(1) 環境保全型農業を推進します

- ① 環境保全型農業直接支払交付金の取組み
 - ・化学肥料や化学合成農薬など農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。
- ② みどり認定の推奨
 - ・化学肥料や化学合成農薬の使用低減などに取り組む農業者を県知事が認定する「みどり認定」について、町内の農業者による取得を促します。
- ③ 悪臭、水質汚濁防止、廃棄物の適正処理等の指導
 - ・畜産排せつ物や廃プラスチック等の適正な管理または処理により、周辺環境に配慮した農業生産について指導を行います。

(2) 農業・農村の持つ多面的機能を維持します

- ① 多面的機能支払交付金の活用
 - ・農業・農村は、食料自給の他に、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能を有しており、その多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同活動組織による多面的機能支払交付金を活用した活動を支援します。
- ② 中山間地域直接支払制度の活用
 - ・農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、農業生産活動等を行う地域に対し、中山間地域直接交付金を活用し、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保します。
- ③ 鳥獣被害防止計画の実行
 - ・高畠町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止実施隊による有害捕獲及び追い払いを行うとともに、地域住民等による草刈りや放任果樹の伐採などの環境整備により、被害を軽減します。



- ・鳥獣被害防止実施隊の担い手である猟友会員の高齢化が進んでいることから、農業者や一般町民による狩猟免許の取得を推進します。

(3) 有機農業を推進します

- ① 有機農業推進計画の推進
 - ・高畠町有機農業推進計画の下、有機農産物の生産の維持と消費の拡大に向けて取り組みます。

2. 安心・安全な農産物の生産

(1) 安全に配慮した食料生産を行います

- ① 農薬の適正使用の啓発
 - ・関係機関との連携の下、生産者に対し、農薬の適正な使用を指導・啓発します。
- ② GAP や有機 JAS 認証の推奨
 - ・消費者や需要者との取引において、信頼性を高めるため、生産者による G A P 認証や有機 JAS 認証の取得を推奨します。

(2) 遺伝子組み替え作物の栽培を規制します

- ① 遺伝子組換え作物の自主規制
 - ・たかはた食と農のまちづくり条例により、町内産農産物の安全性を確保するため、人体や在来植物等への影響が懸念される遺伝子組換え作物の栽培を規制（実質禁止）します。

(3) 地域内食料自給率を向上します

- ① 地域内食料自給率の公表
 - ・高畠町における地域内食料自給率を公表することにより、食料自給や農業に対する町民の関心を高めます。
- ② 地産地消の推進による自給率向上
 - ・地産地消の推進により、地場農産物の需要及び生産を拡大することにより、自給率の向上を目指します。



3. 食育・地産地消の推進

旧高畠町食育・地産地消推進計画との統合により、本計画を町の食育及び地産地消の推進に係る計画と位置づけ、各施策を推進します。

(1) 食育を推進します

① 学校、家庭、地域における食育活動の実践

○楽しい食の場をつくり豊かな人間性をはぐくむ

一人一人が食事を楽しむ意識を持ち、「楽しい食の場」を通して豊かな人間性をはぐくむことを目指します。

- ・家族や友人等と一緒に囲む食卓を楽しむ
- ・食の場づくりに積極的に関わる

○心と体に優しい食生活習慣を実践し元気をはぐくむ

生涯を通じて元気であるために、自分に、そして家族や友人などの大切な人にとっての「優しい食生活習慣」を選択できる力をつけ、元気な心と体をはぐくむことを目指します。

- ・規則的な食習慣を身に付ける
- ・栄養バランスのとれた食生活を継続して実践する

○高畠の食文化を伝承し郷土を愛する心をはぐくむ

高畠ならではの食材を活かした料理や、地域の伝統行事とともに受け継がれてきた行事食などの食文化が持つ魅力について関心を持ち、郷土を愛する心をはぐくむことを目指します。

- ・郷土食材や郷土料理、行事食を食べる機会を増やす
- ・魅力ある高畠の食文化を発信する

○持続可能な食と農を尊重し支え合う環境をはぐくむ

生産者は消費者との、消費者は生産者とのつながりを意識することにより地域農業への理解を深めるきっかけとし、一人一人が食と農でつながる豊かな町づくりの担い手となりえる環境をはぐくむことを目指します。

- ・食材や食品を大切にする意識と習慣を身に付ける
- ・産地や生産者を意識して食材や食品を選ぶ
- ・環境や社会に配慮した食材や食品を選ぶ
- ・五感で触れる高畠の食と農を楽しむ



(2) 地産地消を推進します

- ① 地産地消に関する情報発信
 - ・ 地場農産物や農産物直売所等の魅力や地産地消の重要性を啓発するため、情報発信を行います。
- ② 給食への町内産農産物の使用
 - ・ 安全・安心かつ新鮮で栄養価に優れた食材を摂取することによる児童・生徒の健康増進と、町の基盤産業である農業への理解を深める教育面から学校給食等への町内産農産物を積極的に使用します。
- ③ 商工業における町内産農産物の利用促進
 - ・ 町内の食品加工業や飲食店等において、町内産の農産物の利用を高め、農商工の連携による地域内の経済循環を推進します。

4. 産地ブランド力の向上

(1) 地域特性を活かした農産物の生産を振興します

- ① 果樹産地の維持に向けた生産振興策の実施
 - ・ 全国一のデラウェア産地として、市場の需要に対応できる生産力を維持します。
 - ・ 人気の高いシャインマスカット等の大粒種の生産拡大と品質を高め、有利販売による所得向上を目指します。
- ② 高品質米のブランド化
 - ・ プレミアムつや姫である「たかはたつや姫」を基軸とし、高畠産米のさらなる品質の向上と様々な手法による発信を行い、日本を代表する米の産地を目指します。
- ③ 産地 PR・販売促進活動
 - ・ JR 仙台駅「たかはたフェア」、道の駅むらた「たかはたマルシェ」等のイベントを大消費地で開催し、高畠産農産物の知名度向上と販売を促進します。

5. 都市と農村との交流の促進

(1) 都市との交流による地域の活性化に努めます



① 農業体験交流活動の推進

- ・農山村の自然、農林業、食文化などの資源を生かした農業者とのふれあいを大切にした都市住民との農業体験や交流活動を促進します。
- ・農業者や組織による消費者団体や学生等のフィールドワークや援農による交流を促進します。

② グリーンツーリズムの推進

- ・たかはたグリーンツーリズムネットワークによる農産物直売を通じた交流活動を支援します。
- ・ゆうきの里さんさんを拠点とした農業体験や交流企画を実施します。

6. 担い手の育成及び農業従事者の確保

(1) 担い手の経営を発展させます

① 農業経営の発展のための各種支援

- ・農業生産のための機械・施設の整備に対する補助事業の活用を中心に、農業経営の発展のため、各種制度の活用について支援を行います。また、法人化など高度な経営を目指す経営体について、山形県など関係機関との連携の下、支援を進めます。

② スマート農業の導入支援

- ・人手不足や生産性向上といった生産現場の課題を解決するため、先端技術を活用したスマート農業の導入を推進します。

③ 労働力確保対策

- ・農業生産の維持・拡大に要する農業従事者の確保について、農業用求人アプリの活用など労働力の確保に向けた対策を行います。

④ 農業セーフティネット

- ・自然災害や社会経済環境の変化による経営への影響を緩和し、経営の安定化を図るため、収入保険や各種共済の加入を推進します。

(2) 新規就農者等を育成します

① 新機就農者の募集及び研修受け入れ



- ・高畠町農業研修生受入協議会や関係機関と連携し、新規就農者の募集から就農相談や農業研修の受け入れを強化します。

② 新規就農者及び農業後継者等への支援

- ・新規就農者の定着や農業後継者による事業承継・発展のため、補助事業の活用や農地の確保について、関係機関や農業者の連携を深め、支援を行います。
- ・次世代を担う農業後継者ネットワーク「たかはた農とぴあ」の活動により、若手農業者間の交流と学びの機会を創出し、人材育成を行います。

7. 地域農業の維持

(1) 農地を守り有効に活用します

① 地域計画

- ・農業者の減少が見込まれるなか、地域毎に将来的な農地の担い手や農業や農地利用の方向性に関する話し合いと目標地図により構成される地域計画により、農地の集積・集約化を図り、農地の有効活用を推進します。

② 基盤整備事業

- ・土地利用型作物の生産性を高め、経営規模の拡大により、農地利用を高めるため、基盤整備事業の活用を推進します。

③ 組織的生産活動への支援

- ・農業従事者の減少や農業設備の負担軽減のため、農作業や農機所有の共同化など組織的な生産活動について支援します。

④ 多面的機能支払交付金の活用（再掲）

⑤ 中山間地域直接支払制度の活用（再掲）

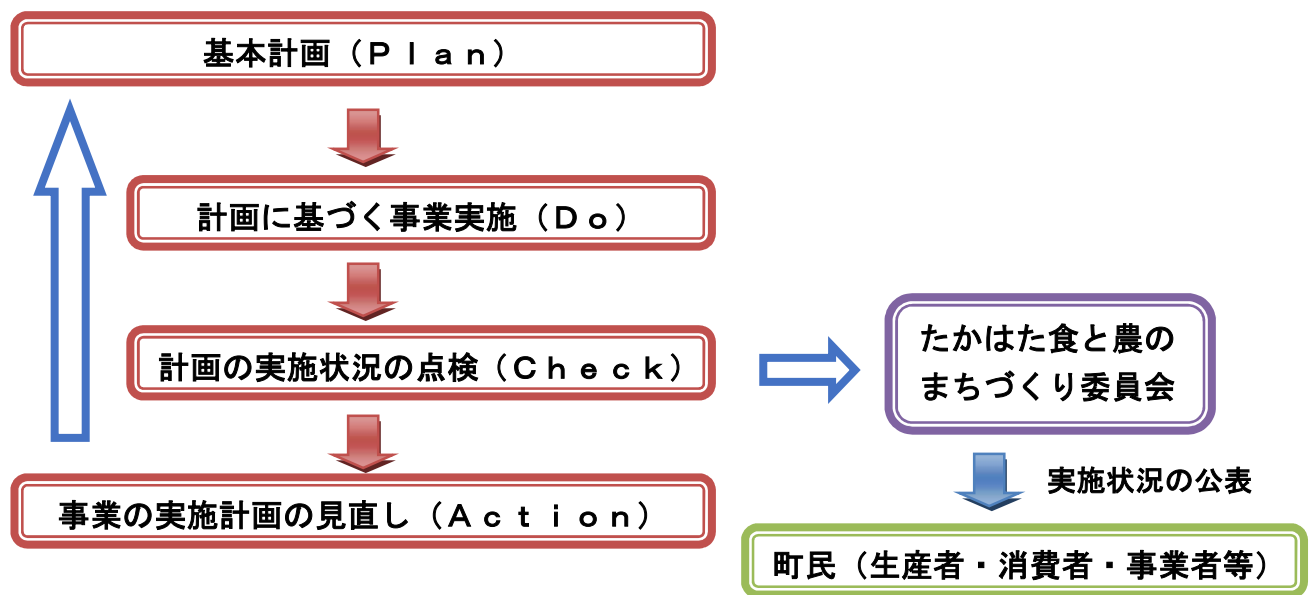
- ・地域共同活動組織や集落等を単位にした活動により、農地、水、環境を保全し生産基盤の維持を図ります。



第4章 計画の推進に向けて

基本計画を着実に推進するために、町が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を定期的に検証し、必要に応じて基本計画を見直す、いわゆるPDCAの考え方による進行管理を行います。

なお、基本計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や行政のみならず町民、事業者などの理解と協力が不可欠であることから、町は基本計画に関する内容について定期的に情報を発信します。



第1節 推進組織

基本計画の推進状況は、町の「3カ年・5カ年実施計画」により毎年、取りまとめと検証を行い、必要に応じて基本計画や施策、事業の見直し案などを策定します。

また、基本計画の進捗状況や本町の農業概要は、たかはた食と農のまちづくり条例（平成20年条例第21号）第30条の規定により設置された「たかはた食と農のまちづくり委員会」に毎年報告し、同委員会では、必要に応じて基本計画の施策、事業の見直しについて提言を行います。

なお、基本計画の実施状況については、町広報誌や町ホームページなどにより町民に広く公表します。



第5章 資 料 編

主な用語の解説

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

グリーンツーリズム

都市住民が緑豊かな農山村において、文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

有機 J A S

有機食品（農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品）について農林水産大臣が定める国家規格。

食育

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康をはぐくむこと。

食農教育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組みや添加物の知識、さらには農業との関係を学ぶこと。

食料自給率

国内で消費される食料のうち、国内生産の割合。カロリーベースと生産額ベースの2つの指標がある。

新規就農者

新たに就農を志向し（農業以外の就職者が、農業経営によって自立しようとする）就農に必要な営農実習を終え、農業経営を行おうとする者。

かんよう

水源涵養

水資源の確保、洪水の防止、河川の保護などのために、雨水が田畑に保持されること。農業の多面的機能の一つ。

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域で取れた農産物を地域で消費する」という意味。消費者の食料に対する安全・安心や健康志向の高まりを背景にその必要性が見直されている。



トレーサビリティ

食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上や効率化、消費者に伝える各種情報の充実等に資することが期待される。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者・農業生産法人のこと。認定を受けると金融措置や税制措置などの支援を受けることができるほか、担い手対策を中心として、国の事業などを実施するためには認定農業者であることが条件となっている場合が多い。

たかはた農とぴあ

これからの高畠町の農業活性化を目指し、おおむね45歳以下の若手農業者が主体となって取り組んでいるネットワーク活動。「農とぴあ」は、「農業」と「ユートピア（理想郷）」を組み合わせた造語で、農業をすることでみんなが笑顔になる地域（農業のユートピア）にしたいという想いが込められている。

ポジティブリスト

原則全てが禁止されている中で、禁止されていないものを一覧表に示したものを言う。平成15年の食品衛生法の改正で、農薬、動物用医薬品、飼料添加物についてポジティブリスト制度が導入された。輸入食品の安全性に対する国民の関心が高まっている一方、現行制度においては、残留基準が定められていない農薬等を含む食品の流通に対する規制が困難なため、残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の流通を原則として禁止し、全ての農薬等に残留基準を作りリストとして示すこととされている。

みどりの食料システム

農林水産省が提唱する食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立による持続可能な食料システム。耕地面積に占める有機農業の取組み面積の割合を25%に拡大するなどの目標や、達成に向けてイノベーションを促進することについて掲げた、「みどりの食料システム戦略」が令和3年に公表。また、推進のため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が令和4年に施行された。



たかはた食と農のまちづくり条例

(平成 20 年 9 月条例第 21 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 自然環境に配慮した農業の推進（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 安全・安心な農産物の生産（第 10 条・第 11 条）

第 4 章 遺伝子組換え作物の自主規制（第 12 条―第 23 条）

第 5 章 たかはたの食と農のまちづくり（第 24 条―第 29 条）

第 6 章 たかはた食と農のまちづくり委員会（第 30 条―第 35 条）

第 7 章 雑則（第 36 条）

附則

前 文

本町は、町内のいたるところに約一万年前から遺跡や古墳、洞窟が点在し、風光明媚なところから東北の高天原とも称されています。

本町における農業は、四季の変化に富んだ自然環境や盆地特有の気象条件、肥沃な農用地に恵まれ、稲作、果樹、畜産を柱とした複合経営を中心として発展してきました。また、全国に先駆けて有機農法や減農薬栽培を取り入れ、食の安全や自然環境に配慮した循環型農業を推進してきました。

しかしながら、近年、農業を取り巻く環境は厳しく、農産物価格の低迷や生産資材の高騰が続く中で、農家戸数、担い手農家の減少に歯止めがかからず、このままでは農村活力の低下により、農用地の荒廃が危惧されます。食料の大部分を輸入に依存している我が国にとって、地球温暖化等による異常気象や途上国の経済発展、バイオ燃料需要の拡大などにより世界の食料供給が不安定化すれば、国内の食料需給が逼迫することが予想され、食料の安全性確保と食料自給率の向上は、我が国の農業の緊急課題と言えます。

私たちは、食と農の重要性と農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を理解した上で、それぞれの役割をもって、これらの機能を守り、先人の築いた文化遺産や伝統とともに、後世に伝えていく義務と責任があります。

こうした視点に立ち、本町の農業を維持、発展させていくためには、規模拡大による作業効率や生産性だけを追求するのではなく、生産者と消費者とが農業に対する認識を共有し、地域の特性を活かした農業の振興を進めていくことが重要と考えます。

このため、本町の農業及び農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源の活用と町民の健康を守り、地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、魅力ある農林業が息づく農商工が連携した食と農のまちづくりを目指すための指針として、この条例を制定するものです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本町が目指す農林業が息づく農商工が連携したまちづくりについて基本理念を定め、町、生産者、消費者及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食と農が支える町民の豊かな暮らしづくりを実現するための施策の基本となる事項を定めることにより、活力ある心豊かな農村社会の構築と町民の健康で豊かな生活の向上に資することを目的とする。

(定義)



第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地産地消 地域資源の活用と流通過程における経費の低減を目指し、町内で生産された農産物を町内で食することをいう。
- (2) 食育 食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (3) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「遺伝子組換え生物規制法」という。）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は飲食の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (5) 地域内食料自給率 町内で生産される農産物が町内で消費される比率をいう。

（基本理念）

第3条 食と農のまちづくりは、地域の食文化及び伝統を重んじ、地域資源を活かした地産地消を推進することにより、地域内食料自給率の向上及び安定的な食料供給体制の確立を図るものでなければならない。

- 2 食と農のまちづくりは、農産物生産を通じて町の産業全体が発展し、生産者が意欲を持って農業に従事でき、自立できる農業環境の整備を図るとともに、担い手が確保されるものでなければならない。
- 3 食と農のまちづくりは、食と農業の重要性が町民に理解され、家庭及び地域において地産地消、食育等が実践されるよう行われなければならない。
- 4 食と農のまちづくりは、農薬等の使用又は農業の新技术の導入に当たっては、農地等の汚染又は食品の安全性を脅かすことのないようにしなければならない。
- 5 食と農のまちづくりは、農地、森林及び水その他の資源が確保されるとともに、農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能（以下「自然循環機能」という。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られるものでなければならない。
- 6 食と農のまちづくりは、農山村が持つ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能及び食料生産等の多面的機能を活用し、生産、生活及び交流の場の調和が図られるものでなければならない。

（町の役割）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策を講ずるときは、国、県、生産者、農業に関する団体、食品関連事業者等及び消費者と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うものとする。

（生産者等の役割）

第5条 生産者及び農業に関する団体は、安全かつ安心な農産物を安定的に供給するように努めるとともに、農業及び農村の振興に関し、積極的に取り組むものとする。

（消費者の役割）

第6条 消費者は、食、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、町内産農産物の消費及び利用を推進すること等により食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（事業者の役割）



第7条 事業者は、食料を使用するときは、地産地消の推進に努めるとともに、宿泊施設及び販売、飲食等に関する事業所については、地元農産品の提供及び宣伝に努めるものとする。

第2章 自然環境に配慮した農業の推進

(自然環境と調和した農業の推進)

第8条 町は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、農薬及び化学肥料の使用量を減じた農法を含めた環境保全型農業を推進するとともに、有機性資源の有効活用を図り、農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講じるものとする。

(農業生産に係る環境の保全)

第9条 生産者は、農産物の生産活動を通じて国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の多面的機能が十分に発揮されるように努めなければならない。

第3章 安全・安心な農産物の生産

(安全な食料の安定供給)

第10条 町は、安全な食料の安定供給を図るため、町民が安心して消費できる食品の安全性の確保その他必要な施策を講じるものとする。

(地域内食料自給率の向上)

第11条 町は、基本理念にのっとり、安全な食の生産の拡大を行うことにより、地域内食料自給率を高めるための施策を講じるものとする。

2 町は、地域内食料自給率に関する情報を公表し、食と農に対する町民の意識向上及び町内産農産物の消費拡大に努めるものとする。

第4章 遺伝子組換え作物の自主規制

(自主規制)

第12条 遺伝子組換え作物については、野生動植物への影響並びに農産物の生産及び流通上の混乱並びに一般の農作物との混入、交雑等による経済的被害を未然に防止するため、町民自らが自主的に栽培しないものとする。

(栽培許可)

第13条 町内における遺伝子組換え作物の栽培状況を把握し、遺伝子組換え作物と有機農作物又は一般の農作物との混入、交雑等を防止するとともに、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するため、町内において遺伝子組換え作物を栽培しようとするものは、あらかじめ、町長の定める事項を記載又は添付して町長に栽培の申請をし、許可を得なければならない。

2 前項の規定は、遺伝子組換え生物規制法第2条第6項に規定する第2種使用等であるものについては、適用しない。

3 町長は、第1項の申請を受理した場合には、第30条に規定するたかはた食と農のまちづくり委員会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(説明会の開催)

第14条 前条の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、町長が指定する関係住民に対し、あらかじめ日時及び場所を定め、当該申請に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の住民は、申請者に対して自然環境保全上の見地から意見を述べることができる。

3 申請者は、当該申請に係る栽培にあたり関係住民の同意を得なければならない。

4 申請者は、説明会の実施状況報告書及び当該住民の同意書を前条に基づく申請時に町長に提出しなければならない。

(許可の基準)



第15条 町長は、第13条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- (1) 当該申請に係る混入交雑防止措置又は自然界への落下若しくは飛散を防止する措置が適正でないと認められるとき。
- (2) 申請者が申請どおりの措置を的確に実行するに足る人員、財務基盤その他の能力を有していないと認められるとき。
- (3) 申請者が、第20条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであるとき。ただし、2年を経過したものであっても、取消しの原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められないものも同様とする。
- (4) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員が前号に該当する者であるとき。
- (5) 遺伝子組換え作物の栽培に関し、遺伝子組換え生物規制法に規定される主務大臣の承認を受けていないとき。

2 第13条第1項の許可による栽培期間は、1年以内とする。ただし、町長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(許可の変更)

第16条 第13条第1項の許可を受けたもの（以下「許可者」という。）は、その許可の

内容を変更しようとする場合には、あらかじめ町長に申請し、変更の許可を受けなければならない。

(届出)

第17条 許可者は、遺伝子組換え作物の栽培を開始し、休止し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第18条 許可者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、その記録を3年間保管すること。
- (2) 混入若しくは交雑が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は混入若しくは交雑を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を町長に報告し、及びその指示に従うこと。

(勧告及び公表)

第19条 町長は、許可者及び遺伝子組換え作物を取り扱う食品関連事業者等に対し、遺伝子組換え作物が混入し、若しくは交雑し、又は自然界に落下し、若しくは飛散し、自生する遺伝子組換え作物以外の作物に影響を及ぼさないよう必要な勧告を行うことができる。

2 町長は、許可者が、前項に規定する勧告に従わないときは、許可者の氏名又は名称を公表することができる。

(許可の取消し等)

第20条 町長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の許可を取り消し、又は許可の内容若しくは条件を変更し、若しくは新たな条件を付することができる。

- (1) 第15条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第18条に規定する遵守事項その他この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。



(3) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

(手数料)

第21条 第13条第1項又は第16条の許可を受けようとするものは、申請時に申請手数料を納めなければならない。

2 前項の申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 許可申請 1件につき 174,000円

(2) 変更の許可申請 1件につき 129,000円

(情報の申出)

第22条 町民は、遺伝子組換え作物の混入、交雑、落下、飛散又は自生が生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、町長に適切な対応をするよう申し出るものとする。

(立入検査)

第23条 町長は、許可者に対して報告を求め、必要があると判断した場合には、職員又は学識経験者（以下「職員等」という。）に、ほ場に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 たかはたの食と農のまちづくり

(地産地消の推進)

第24条 町は、農林業者及びその関連する団体等による安全な食料の生産の拡大並びに食品関連事業者等による安全な食品の製造、加工、流通及び販売の促進並びに町内の安全な食の消費の拡大を図るため、地産地消の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、公共施設で提供する食材に町内産農産物を積極的に使用し、地産地消の推進に努めるものとする。

(食育の推進)

第25条 町は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(有機農業の推進)

第26条 町は、基本理念にのっとり、安全な食料の生産を促進するため、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業を推進するものとする。

2 町は、有機農産物及び農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式によって生産される農産物の生産の振興及び消費の拡大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(食のブランド化)

第27条 町は、地域の特性を活かした農産物の生産振興、販売、流通等の促進及びたかはたブランド（たかはたブランド認証要綱（平成19年10月9日制定）により認証された農産物をいう。以下同じ。）の確立を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 消費者等の需要に応じた収益性の高い農産物に係る情報の的確な把握及び当該情報を活かした農産物の生産の拡大に関する施策

(2) たかはたブランドに係る生産者及び生産組織の育成に関する施策

(3) 町内産農産物の信頼を高め、需要及びその販路拡大に関する施策



(4) 観光産業及び食品関連事業者等との提携による町内産農産物の利用促進に関する施策

(都市と農村との交流の推進)

第28条 町は、活力ある農業経営の自立を図るため、農業者等の主体的な活動への支援及び都市と農村との交流を促進するものとする。

2 町は、都市部からの情報収集及び本町の情報発信に努め、生産者と消費者とが互いに信頼関係を高められる農産物の販売体制整備に努めるものとする。

(担い手の育成及び農業従事者の確保)

第29条 町は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的な組織経営の促進を図るため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるよう必要な施策を講じるものとする。

2 町は、新規就農者、高齢農業者、女性農業者、小規模農家等が多様な農業経営に取り組むために必要な施策を講じるものとする。

3 町は、集落単位を基礎とした農業者の組織、農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講じるものとする。

第6章 たかはた食と農のまちづくり委員会

(設置)

第30条 食と農のまちづくり施策に関する事項を審議するため、たかはた食と農のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第31条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 町長の諮問に応じ、食の安全、安心及び農業振興に関する事項の調査及び審議

(2) 農業施策の検証及び評価

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事項

2 委員会は、食と農のまちづくりに関し必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織、委員及び任期)

第32条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、消費者、生産者及び町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第33条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第34条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第35条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

たかはた食と農のまちづくり委員会

【委員】

<令和7年3月現在>

No.	氏名	所属・役職	備考
1	安 部 春 一	山形おきたま農業協同組合 高畠地区理事	会長
2	芳 賀 直 樹	高畠町立和田小学校 校長	会長職務代理
3	竹 田 広 幸	高畠町商工会 副会長	
4	木 村 由佳子	高畠町立高畠中学校 栄養教諭	
5	冨 樫 裕 一	屋代村塾	
6	相 良 智 里	相良果樹園	
7	渡 部 京 一	農事組合法人上和田有機米生産組合 組合長	
8	原 田 誠 子	高畠町食生活改善推進連絡協議会 会長	
9	平 澤 夏 実	一般町民・消費者	
10	高 橋 千 穂	高畠中学校自給農産物組合 会長	

(順不同・敬称略)

【事務局】

No.	氏名	所属・役職	備考
1	今 井 幸 隆	農林課長	事務局長
2	大 木 統	農林課 課長補佐兼生産振興係長	
3	岸 哲 也	農林課 農村林務係長	
4	嶋 倉 武 志	農林課 農政係長	
5	丸 山 和 枝	農林課 農政係主任	
6	黒 田 こずえ	農林課 生産振興係主任	

